

「道路管理の手引（占有関係通知集）平成21年4月改訂版」146ページ  
し尿浄化槽の設置に伴う道路側溝への放流について

〔昭和54年4月16日 道維第34号  
各土木事務所長あて 土木部長通知〕  
一部改正 平成14年5月1日道維第50号

このことについては、特に流末の確保の難しい地域において、従来から下水道施設の代替として使用したいとする要望は強いものがありますが、もとより道路側溝は路面の雨水排水処理のために設置されているものであるため、安易に認められるものではありません。

しかし、近く、千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱が改正されるのを機会に、今後、増々普及していくと目されるし尿浄化槽とこれに伴う道路側溝への放流申請に対処し、下記のとおり事務処理要領を作成したので、今後はこれによられるよう通知します。

## 記

### 1. 放流を認める場合の前提条件

- (1) 道路側溝以外に公共下水道、普通河川等流末を形成する施設がなくやむを得ないと認められる場合であること。
- (2) 現状の側溝断面に余裕があり、かつ、流末の確保が可能であること。
- (3) 「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA 3302-2000)」(昭和44年建設省告示第3184号)に基づく処理対象人員が10人槽までの合併処理浄化槽であること。平成14年5月1日改正

### 2. 事務処理上の留意点

- (1) し尿浄化槽のために取り付けられた排水管で道路区域に設置された部分は、道路法第32条第1項第2号に該当する占有物件として処理する。
- (2) 道路側溝の設置位置の関係から、排水管の占有延長が長くなる場合は、できるだけ道路管理上支障のないよう臨機に指導するものとする。
- (3) U字溝による場合も含め、排水管の道路占有料は、「無料」として処理するものとする。(参照：昭和50年5月20日道維第143号通知)

### 3. 付すべき許可条件

- (1) 将来、公共下水道が設置された場合は、遅滞なく放流先をその下水道へ切り替えるものとする。
- (2) 許可を受けたものは少なくとも自己の宅地前面の道路側溝は入念に清掃を行うこと。  
なお、臭気、汚物等で紛争を生じた場合、この許可を受けていることを理由として責任を回避することはできない。
- (3) 承認なくして、占有権の譲渡又は転貸することはできない。
- (4) 工事にあたって、道路の掘削等実施した場合は、原状に復すること。
- (5) その他、土木事務所において必要と認めた事項。